

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、呉市立横路小学校で定める教育目標を達成するためのものであり、児童が主体的で自律した学校生活を送るとする観点から必要な事項を定めるものである。

第2条 この規程は、教職員が児童の権利条約「4つの原則」を理解し、児童一人一人の人権を尊重しつつ、指導を行っていくためのものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校など)

第3条 登下校は、安全を第一とする。

- (1) 登下校は、決められた通学路を安全に留意して歩行する。バス通学の場合は、停留所や車内でのマナーを守る。
- (2) 始業時刻は、午前8時15分とする。校舎への立ち入りは、午前7時30分からとする。
- (3) 欠席・遅刻や早退する場合は、その日の始業時刻までに保護者が学校にロイロノート等で連絡する。欠席連絡がない場合は学校から家庭に連絡し所在を確認する。欠席児童やその保護者に対しては、担任が当日中に学校の状況や諸連絡を伝える。
- (4) 下校は、予め保護者に示した時刻に学校を出るようにする。

(学校内でのくらし及び身だしなみ)

第4条 学習活動に適し、規律ある学校生活及び清潔で安全に配慮した身だしなみとなることを原則とする。

- (1) 服装は、学習や運動に適したものとし、名札を左胸に付ける。
 - ・ 装飾として穴が開いているものや裾が足首まであるスカートなど、活動上危険が伴う形態の服装は着用しない。
- (2) 通学用に履く靴は運動靴とし、体育科の授業にも使用できる機能性のあるものとする。
- (3) 頭髪は常に清潔にし、学習や運動に適した髪型とする。長い髪の毛が邪魔になる場合は髪を束ねるようにする。
 - ・ 髪を束ねたり留めたりする場合は、ゴムやピンを使用する。
- (4) 防寒具としての厚手の衣類やマフラー

などは登下校のみとする。ただし、換気による健康被害が生じないために保温、防寒目的の教室内での厚手の衣類の着用を認める。

- (5) 学習活動に必要な以下のような物は原則持ち込みを禁止する。また、装飾品の使用は禁止する。
 - ・ お菓子の類、不要な金銭・キーホルダー・遊び道具の類、携帯電話・スマートフォンの類など（携帯電話・スマートフォンの持ち込みについては、別に作成する「携帯電話・スマートフォンの取り扱いについて」に定める。）
 - ・ 色及び香り付きリップクリーム（薬用は可）、マニキュア、身体用シールなど
 - ・ シュシュ、カチューシャ、ピアス、ネックレス、ブレスレットなどの装身具
- (6) 授業中のお互いの呼び方は、男女関係なく相手を思う心を高めるために「～さん」と呼ぶようにする。

(体育科関係)

第5条 体育科の授業では、運動しやすく機能性のある体操服に着替えるものとする。

- (1) 体操服は、白の半袖シャツまたは長袖シャツ、紺または青、黒を基調としたハーフパンツまたは長ジャージとし、赤白帽子を着用するものとする。長ジャージは華美でない物を使用する。
- (2) 体育館では、体育館シューズに履き替える。
- (3) 水着は、紺または黒を基調としたスクール水着とし、水泳帽子を着用するものとする。
 - ・ 水泳帽子は、学年指定の色にする。
 - ・ 健康上必要な場合は、ゴーグル、ラッシュガードなどを使用してもよい。

(学用品)

第6条 学習活動に必要な物を学用品とし、学用品のみ学校に持ち込めるものとする。

- (1) 学用品について、次のことに留意する。
 - ・ 学用品には記名する。
 - ・ 筆箱や鉛筆、消しゴム、定規などの文具は、装飾の少ない物を使用する。
 - ・ シャープペンシルやボールペンは、筆圧の加減の指導が必要な小学生の実態から、使用しない。
 - ・ 靴は、ランドセルとする。

(業 間)

第7条 業間（授業と授業の間の時間）は、安全に配慮して過ごすこととする。

- (1) 5分間の業間は、用便や授業準備の時間とする。
- (2) 20分間の業間は、用便や授業準備および休憩時間とする。
 - ・ 屋外で休憩をする場合は、決められた場所と使用できる用具を守る。
 - ・ ブランコの二人乗りや木登り、ボールを蹴るなどの危険な遊びをしない。

第3章 校外での生活に関すること

(外出)

第8条 外出時には安全に留意するとともに、社会の一員としての自覚をもった言動を心がけるようにする。

- (1) 遊びにでかける時は、行き先・目的・帰宅時刻を保護者に伝える。
- (2) 校区外へは、保護者同伴とする。
- (3) 校区内であっても安全確保のため、次の場所へは保護者同伴とする。
 - ・ 飲食店（ファミレス）、遊戯ゲームなどの販売店、レンタルビデオ店、カラオケボックスなど
- (4) 危険な場所（海や川等）や私有地には進入しない。
- (5) 危険な遊び（エアガン、火遊び等）はしない。
- (6) 4～6年生が学習活動を目的に公共施設を利用する場合は、保護者の許可を得る。
 - ・ 呉市広まちづくりセンター、呉市広図書館、呉市営温水プール
 - ・ 1～3年生は、保護者同伴とする。
- (7) 自転車は保護者の許可を得て使用し、できるだけヘルメットを着用する。
 - ・ 4年生は、自転車教室を終えてから使用する。
 - ・ 1～3年生は、保護者同伴とする。
- (8) 帰宅時刻は午後5時とする。

(メディアの使用に関すること)

第9条 メディア（携帯電話やスマートフォン、タブレット、ゲーム機等）を使用する時は、自他の健康や人権に十分留意する。

- (1) 保護者と児童との間で決まりを決め、保護者の責任の下で使用する。
- (2) SNSや動画配信サイト等への書き込みや投稿は、犯罪やトラブルにつながる恐れがあるため安易にしない。
- (3) メディア使用によるトラブル防止や解

決は、保護者の責任で原則保護者がするものとする。

第4章 特別な指導に関すること

(意義)

第10条 生徒指導規程に違反する問題行動については、自己の行為を振り返らせるとともに反省を促し、よりよい生活を送ることができるよう徹底した指導を行うこととする。

(問題行動)

第11条 次のような行為があった場合、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ・ 万引き、窃盗、器物破損、威圧・強要行為、建造物への不法侵入、飲酒、喫煙など
- (2) 学校の規則などに違反する行為
 - ・ いじめに関係している場合、暴力行為、不要物の持ち込み、指導に従わないなどの指導無視、暴言、授業妨害や授業態度に問題がある場合など

(指導)

第12条 説諭や反省文を書かせるなど発達段階に応じた指導を行う。

- (1) 原則別室において複数の教員で行う。
- (2) 事実の確認と反省を促すとともに再発防止のための具体的な手立てを講じる。
- (3) 児童の反省を踏まえ、保護者と連携する。器物損壊、紛失の場合、保護者が応分の費用を負担する。
- (4) 必要に応じて、教育委員会、警察、こども家庭センターなどの諸機関と連携を図る。

(規程の周知)

第13条 本規程は、児童や保護者に周知し指導の徹底を図るようにする。

- (1) 児童に対しては、本規程を踏まえて別に作成する「よころっ子のくらし」を用いて各学級にて指導の徹底を図る。
- (2) 保護者に対しては、入学説明会、PTA総会、懇談会などで直接説明を行ったり、ホームページに公開したりして周知するとともに、本規程についての意見があった場合には、必要に応じて規程の見直しを図るようにする。

付 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。